

## 第20回経営協議会議事録

I 日時 平成19年11月16日(金) 15:00~17:10

II 会場 附属学校教育局「第一会議室」

III 出席者〔学外委員〕

秋元勇巳、大竹美喜、末松安晴、西野虎之介

〔学内委員〕

岩崎洋一、工藤典雄、腰塚武志、泉紳一郎、波多野澄雄、吉武博通、谷川彰英、  
山田信博、水林博、井上勲、植松貞夫

IV 配付資料

平成19年度給与改定について(平成19年人事院勧告による) ----- [資料1]

平成19年度補正予算について(案) ----- [資料2]

国立大学法人筑波大学財務規則等の一部改正について(案) ----- [資料3]

第45回及び第46回教育研究評議会議事次第 ----- [資料4]

「筑波大学2020ビジョン」の基本的な考え方と検討の進め方について ----- [席上配付資料]

秋葉原ダイビルの有効活用による拠点機能の充実について ----- [席上配付資料]

季刊「文教施設」第28号抜き刷り ----- [席上配付資料]

V 議題

### 1 筑波大学2020ビジョンについて

岩崎学長から、前回の本会議以降、学内において、専攻長及び学類長と筑波大学2020ビジョンに関する対話を行ってきており、そこで寄せられた意見並びに本会議における意見を踏まえ、同ビジョンの策定作業をさらに進めていきたい旨の説明があった。

次いで、吉武副学長から、今後の作業として、現在進めている中期計画期間の評価と教員評価を踏まえた本学の現状評価の明確化、学内対話の着実な実施、各担当理事・副学長ごとのビジョンと現状を結びつける戦略の立案などを通して、同ビジョンをもう一段ブラッシュアップしたものにしたい旨の説明があり、引き続き意見交換が行われた。

各委員からの主な発言等は以下のとおり。(以下、○は委員の発言、△は本学側の回答)

○ 国内外を問わず、幾つかの大学で大学間のアライアンスが検討されるなど、国際化の流れは止められない。学生が大学を選ぶのであり、世界の学生に選ばれる大学をめざすことが大切である。

また、現在の社会は多くの矛盾を抱えており、本学が、それらの解決に何らかの形で関与できれば大変な貢献になる。さらには、未だ誰も踏み込んだことのない学問領域・分野への進出など、本学の活躍の場は多岐にわたると思うが、優先順位を決めて得意分野を強化する戦略を議論していくことが重要である。

△ 国際化は本学にとっても至上命題だと感じており、中国をはじめとする東アジア、ヨーロッパ、アメリカ等と様々な形で関係強化を考えている。また、北アフリカ及び中央アジアへ海外拠点を設置するなど幅広く活動しているが、それらの質をさらに高め、世界における本学の存在感を向上させ国際的な競争に対応していけるようにしたい。

得意分野の強化については、例えば山海プロジェクトなどは本学の研究の中核として成長してきている。また、筑波研究学園都市内のアライアンスによるエコシティ構想の検討など、幾つかの試みを行っているが、さらに本学の強みを活かす努力をしていきたい。

○ 今後、地方大学の合併・再編問題が起こった場合にどのように対応するのか、本学の立ち位置を明確にし、アライアンス等への対応も想定しておく必要がある。

また、環境問題において主導権を発揮していくことが重要であり、地球温暖化など未知の分野への取組について、ビジョンの中ではっきりと示してほしい。

△ 将来どのような状況になっても耐えることができ、また、自分達の主張が活かせるようなポジションを作っておくことが重要であり、そのために、多重的且つ強力なアライアンスを準備・検討しておく必要もあると認識している。

○ 大学が、日々変化する社会状況に柔軟に対応するためには、学長及び執行部の政策をバックアップする企画室の強化が必要であり、ある程度の人的資源を投入しても良いのではないか。なお、これらを実行に移すには、学内の同意を得たポストのフレキシビリティが大切である。

また、足下を固めるために、教育の充実、特に学部教育の充実が非常に重要である。

さらに、本学は幅広い分野を持っているので、学外連携はもとより学内連携を進めることが必要で、学内連携が進展するかどうかは今後の鍵になるのではないか。

△ 現在の評価企画室をさらに充実した体制にするとともに、事務組織の企画機能の強化について検討している。なお、ポストのフレキシビリティについては、大学としての戦略を明示した上で、部局の理解を求めることが大事だと思っている。

足下を固めるためにまだまだ努力しなければならないのは教育及び人材育成であり、一番伸びしろがあると考えている。

学内連携は、山海プロジェクトのような大きなプロジェクトを組むことにより生まれるし、戦略イニシアティブ推進機構で公募した、プロジェクトの中間評価等において意見を付けることによって学内連携が強化されることもある。また、公募型の教育研究プロジェクトに応募するために学内連携が必要になったりと、外的な要因によってもさらに学内連携が促されており、今後こうした努力をさらに加速させていく必要があると考えている。

○ 大学の合併・再編問題について言えば、地方大学単独では必要なものが整えられないので、各大学が連携し一つの大きな総合大学のようなものを目指す動きがあるが、本学は、総合大学としてかなり大きな裾野を既に持っているうえに、周りに筑波研究学園都市の各研究所があるので、これらをうまく活用していくことにより、新しい道が拓けるのではないか。

例えば、ドイツのカールスルーエ大学とカールスルーエ研究所は、実質的に組織的な統合をしており、研究所の研究者が大学での教育に携わり、また、大学が研究所を施設の一部として使用するといったことが動き出している。もしこうしたことを行うとすれば、筑波研究

学園都市の中心に位置する本学は理想的である。

また、現状評価を行って強い部分と弱い部分を洗い出し、弱い部分を高めていくことはもちろん大事であるが、過度に平等にこだわるよりも、強いものに弱いものを組み込んで一つのプロジェクトを作るなど、大学の特色を出すことに力点を置くことも重要である。

△ 筑波研究学園都市内での連携は、一番力を入れなくてはならないことのひとつで、例えば、研究所の施設を使って研究員が指導する第二号連携大学院方式を、物質・材料研究機構において実施するなどしており、本学が中核となって連携を進めることで、筑波研究学園都市への集積性のメリットを活かしていくことが重要である。

○ これからの大学にとっては、優れたプロジェクト等を企業化・事業化して、どれだけ大学の利益と繁栄につながられるかが課題になるのではないかと。海外の大学では、数兆円規模の資金を持ち、能力のある留学生を世界中から招いている大学もある。そうした状況に対して、本学はどのような戦略を描くのか。将来像の中にそうしたことを位置づけることもできるのではないかと。

△ プロジェクトの企業化・事業化については、あくまでも大学の教育研究に支障をきたさないことが前提となるが、例えば、山海教授の場合は、企業化して「CYBERDYNE」というベンチャー企業を立ち上げており、大学は特許権の譲渡という形で経済的利益を受けている。このように、無理のない形で少しずつ芽がでてきているので、それらを伸ばしていくことが大切だと考えている。

もう少し大きな議論としては、国費投入のあり方の問題、寄附税制の問題、大学の教育研究成果を社会に還元し、それが社会で経済的利益となって再び大学に循環する大学発イノベーションの仕組みの構築といった問題があり、それらの解決には、まず人材の交流が必要だと認識している。

○ 山海プロジェクトは一種の文理の融合分野であり、こういうものによって新しい学問分野を作り上げていき、将来、一つの新しい学部となるような研究へ特化した投資も必要である。そうすることによって、本学の特徴が非常に良く出てくることになる。

大切なのは「人」であり、本学が持つ人的リソース、世界トップレベルの人材をどう活かしていくかにかかってくる。それらを孤立させないで、大きな固まりとなれるような計画を作ってほしい。

△ 確かに、「人」が最も重要であるが、同時に教育研究のためのスペース及びサポートスタッフも重要であり、戦略イニシアティブ推進機構を中心に充実させていきたい。

## 2 平成19年度給与改定について

波多野副学長から、資料1に基づき、平成19年人事院勧告を踏まえて実施する給与改定の概要について、特に、本学の地域手当の取扱いを中心に説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

委員から、当該給与改定によるコスト増について質疑があり、波多野副学長から、人件費が約1億4,000～5,000万円の増加となる旨の説明があった。

### 3 平成 19 年度筑波大学補正予算の編成について

泉副学長から、資料 2 に基づき、補正予算編成に係る基本的な考え方及び補正予算案の概要について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

岩崎学長から、当該補正予算において措置する中地区共用棟(仮称)の新営工事は、G-COE 及びGP等の研究活動スペース確保のために建設するものであるが、国立大学法人化のメリットを活かした本学の経営努力により、予算措置が可能となったものである旨の捕捉説明があった。

### 4 国立大学法人筑波大学財務規則等の一部改正について

泉副学長から、資料 3 に基づき、当該規則等を改正する趣旨及び改正内容等について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

委員から、教員の責任を明確化する趣旨について質疑があり、泉副学長から、これまでに発生した不正経理等は、会計処理を行う事務職員のレベルを超えたところでなされていたこと、また、新財務会計システムでは、一定金額以内の教員発注が可能となったこと等を踏まえ、教員の責任を明確に規定するものである旨の説明があった。

また、退職後の賠償責任について質疑があり、泉副学長及び吉武副学長から、明らかに法人に対して損害を与えたということであれば、法人として民法上の損害賠償請求の手続きに従って対応していくことになるが、当該規則等により在職中の業務に伴う責任を明確にしておくことにより、退職後も遡及的に損害賠償請求が可能となる旨の説明があった。

### 5 教育研究評議会報告

岩崎学長から、資料 4 に基づき、10 月 18 日(木)開催の第 45 回教育研究評議会及び 11 月 15 日(木)開催の第 46 回教育研究評議会の議事の概要について報告があった。

### 6 秋葉原ダイビルの有効活用による拠点機能の充実について

吉武副学長から、席上配付資料に基づき、秋葉原ダイビルの有効活用による拠点機能の充実のために、新たに位置づける機能及び運営体制等について報告があり、今後も、各委員から意見を頂戴しながら、さらなる有効活用について引き続き検討していきたい旨の発言があった。

### 7 季刊「文教施設」第 28 号について

岩崎学長から、席上配付資料に基づき、季刊「文教施設」第 28 号に掲載されている本学特集記事の概要について説明があった。

以 上